

## 5. 地域包括支援センターのあり方について



加賀市健康福祉部長寿課

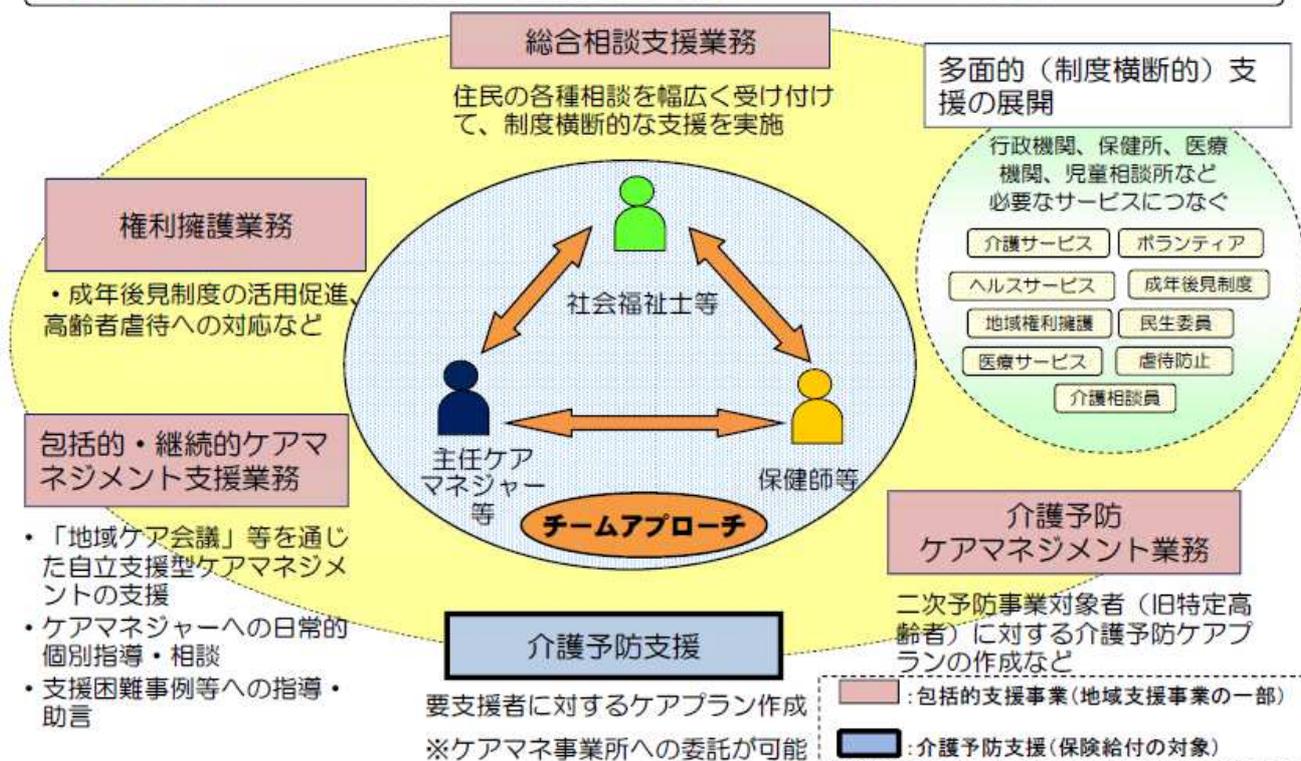
平成 29 年 10 月 26 日



# 加賀市地域包括支援センター のあり方について

## 地域包括支援センターの業務

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種ของทีมアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設である。（介護保険法第115条の46第1項）  
 主な業務は、介護予防支援及び包括的支援事業（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。



## 加賀市における地域包括支援センター 設置についての考え方

### 市民の利便性・公平中立性の確保を重視

- ・24時間体制が可能な公共的な窓口であること。
- ・交通利便性のよい立地であること。
- ・保健・医療・福祉の連携のための中核機関としての機能を果たすこと。
- ・質の高い総合相談支援機能をもつこと。
- ・効率的な運営ができること。

#### 第5期(平成24年～26年度)包括の体制について

- ・委託先の人員確保と質の担保は必須であり、現行の職員が運営に直接関与する仕組みが必要
- ・市民の混乱を最小限にするため、市民が公共施設として認識できる開設場所であること  
⇒第5期においては現行体制(市直営・市役所に1か所)を継続する。

H26年度分科会資料

## 地域にとって必要なこと

### ①早目の出会いと地域の中での相談体制

⇒地域で身近な相談体制やすぐに駆けつけられる体制

### ②どんな状態になっても地域で暮し続けられる体制

⇒介護サービス利用有無にかかわらず「柔軟性」「緊急時対応」「訪問機能の充実」が必要

### ③地域での住民主体の生活支援の体制構築

⇒介護問題を地域住民が自身のこととしても捉えられるような、地域全体で支える仕組み、機会の創出(高齢者の社会参加できる人はたくさん居る)

ケアは専門職のもの、支えあいは住民のもの、と分けるのではなく、地域の暮らしと「ケア」はつながっているということ。そしてそのことを実感し、主体的にかかわる意識を持つ人が増えること。

H26年度分科会資料

# 本当の「ニーズ」は何だろう

市民意識調査、法人アンケート、家族介護調査、高齢者聞き取り調査等から下記の3つのニーズが分かった。

◆ 「施設」が欲しいのではなく「安心」が欲しい

⇒「そりゃ～自宅がいいに決まっている」「ひとりだし、でも自分のことが自分で出来なくなったら仕方ない」

◆ 「サービス」が欲しいのではなく「つながり」が欲しい(困ったときに助けてくれる相手、親身になってくれる相手、気に留めてくれる存在がほしい)

⇒「今は近所の方が気に留めてくれるけど、いざというときはどうなるのか。」「どうにもならない」「考えないようにしている」

◆ 自分のことはできるだけ自分で選択し、決めたい(前提としての早めの幅広い情報、身近な相談相手、希望は持っているがあきらめている)

⇒「出来るだけ世話にはなりたくない」

H26年度分科会資料

## 1. 地域包括支援センターランチ業務

### ランチの主たる内容

○地域の身近な窓口として基幹型地域包括支援センター(直営)につなぐこと

【事業内容】 地区の高齢者の個別相談、支援、個別の地域ケア会議等

【機能】 24時間365日の対応、必要時の訪問、緊急宿泊対応可能

## 2. 地域福祉コーディネート業務

### 地域福祉コーディネートの主たる内容

○友人、ご近所、世話焼きさん、地域団体等の担い手との連絡・調整や個の支援を続けることで地域づくりに繋げること

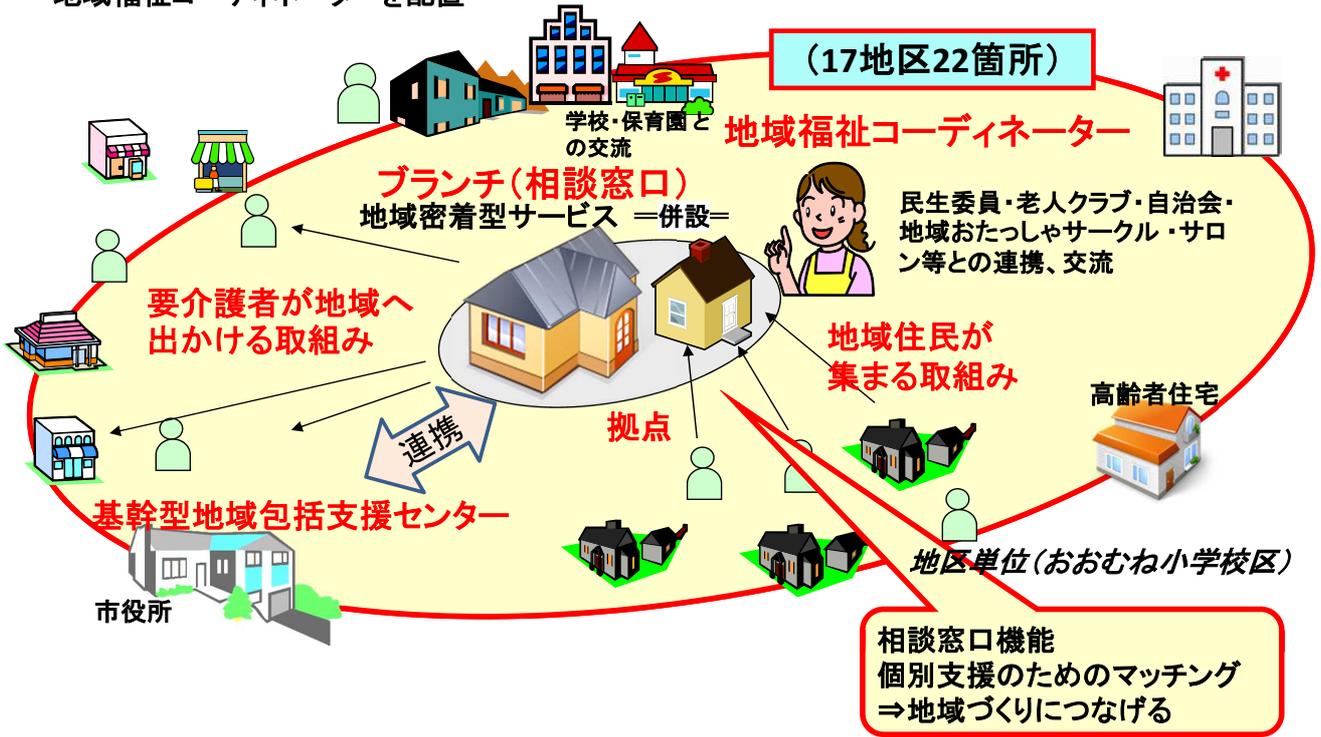
【事業内容】 地域資源の把握・開発、関係者間の情報共有、交流活動の開催支援、地域ケア会議、啓発活動

【機能】 高齢者と地域資源をマッチングするためのコーディネート機能  
地域の福祉活動拠点等後方支援

H26年度分科会資料

# 包括相談窓口・地域福祉コーディネーター設置の事業イメージ

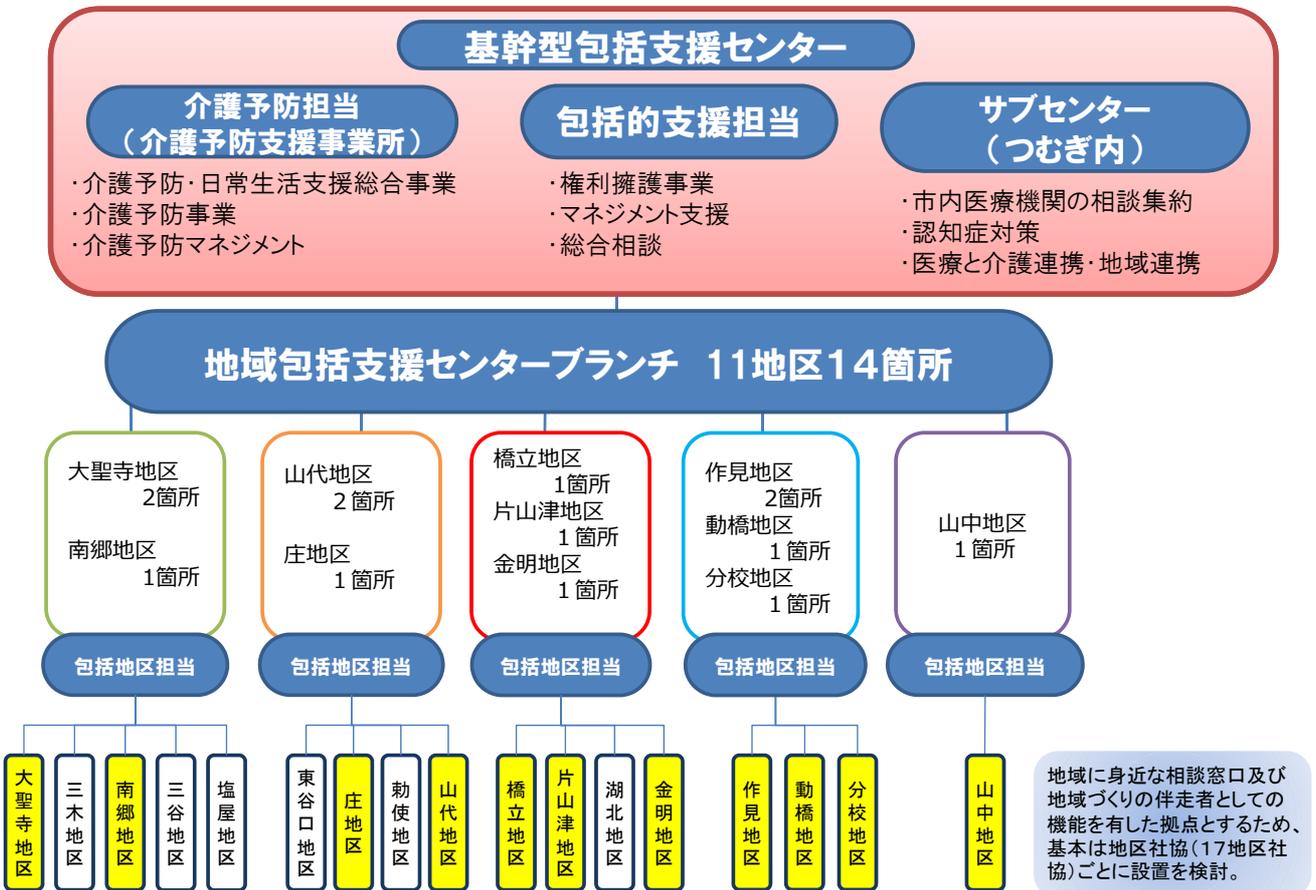
地域包括支援センターの相談窓口(包括ランチ)を地域密着型サービス事業所等に設置し、地域福祉コーディネーターを配置



H26年度分科会資料

## 平成29年度 地域包括支援センターの設置状況

平成29年10月1日現在



## 地域包括支援センターブランチ未設置地区

	地区名	地域密着型サービス事業所	地域型元気はつらつ塾
1	勅使地区	有	無
2	東谷口地区	無	無
3	湖北地区	無	無
4	三木地区	無	有
5	三谷地区	有	有
6	塩屋地区	無	有



- 17地区22か所の方針は変更しないが、優先的に1地区1か所の設置を目指す。
- 地域密着型サービス事業所がある地区は、第7期中公募し、設置していく。  
(第6期計画で整備計画していた河南地区は整備計画に合わせて公募)
- 地域密着型サービス事業所がない地区は、地域型元気はつらつ塾の機能を生かした新たな、身近な相談窓口及び地域づくりの機能を検討する。
- 地域密着型サービス事業所も地域型はつらつ塾も未設置の地区に関しては、まちづくり推進協議会や庁内他課と連携し、更に新たな体制を検討する。

## 地域密着型サービス事業所がなく、地域型はつらつ塾が設置されている地区の場合【イメージ】

- ・地域型元気はつらつ塾の職員へ、まちづくり推進協議会(会長、事務員など)、利用者、協力員から、その地区で気になる方の相談が入っている現状がある。  
⇒週1回地区へ行くことで、地区の住民との顔見知りになり、相談しやすい関係になっている。また、地区の関係性やしきたり、考え方の把握できる。
- ・地区の個別相談は基幹型地域包括支援センターで行う。地域福祉コーディネーター業務は、地域型はつらつ塾委託事業所とまちづくり推進協議会、地区社会福祉協議会、基幹型地域包括支援センターと協働で展開していく。

